

藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給事業実施規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第12項に規定する自立訓練のうち宿泊を伴うものを提供する施設（以下「自立訓練施設」という。）及び同条第17項に規定する共同生活援助を提供する施設（以下「グループホーム」という。）に入居する障がい者の自立を促進することを目的として、自立訓練施設及びグループホーム（以下「グループホーム等」という。）の入居に係る家賃に対する助成金（以下「助成金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 助成金の支給を受けることのできる者は、グループホーム等に入居し、本市が援護の実施者となっている障がい者（以下「入居者」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者（以下「被保護者」という。）
- (2) 本規程と同様の基準による別の制度に基づく家賃助成の適用を受けている者
- (3) 本市が建設費の助成をしたグループホームの入居者
- (4) 本規程と同様の基準により家賃に係る助成金を支給する制度を有しない市町村に所在するグループホーム等の入居者
- (5) 体験的な入居者

(支給額)

第3条 助成金の支給額は、入居者が負担すべき家賃額から、法第34条第1項に規定する特定障がい者特別給付費を控除した額に2分の1を乗じた額（月の途中の入退去の有無にかかわらず、月額10,000円を上限とする。）とする。

- 2 前項により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申請及び決定)

第4条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、グループホーム等に入居する月の末日までに、藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給（変更・廃止）申請書（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。現に助成金の支給を受けている者（以下「助成金受給者」という。）について、助成金の支給額の変更に係る事由が発生した場合も同様とする。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給又は支給額の変更の可否を決定し、藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給決定通知書により申請者又は申請書を提出した助成金受給者に通知するものとする。

(支給の始期等)

第5条 市長は、前条第2項の規定に基づき助成金の支給を決定した場合は、施設に入居した日の属する月から家賃助成の支給を開始するものとする。ただし、申請書の提出が入居の翌月以降になった場合は、申請書の提出日の属する月から家賃助成の支給を開始するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定に基づき助成金の支給額の変更を決定した場合は、その変更に係る事由が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から助成金の支給額を変更するものとする。ただし、当該変更に係る申請書の提出が、その変更に係る事由が発生した日の属する月の翌月（初日を除く。）以降になった場合は、当該申請書の提出のあった日の属する月の翌月から助成金の支給額を変更するものとする。

(支給方法)

第6条 助成金の支給は、次のとおりとする。ただし、市長が認めた場合には、この限りではない。

区分	対象期間	支給月
第1期	4月1日から7月31日まで	9月
第2期	8月1日から11月30日まで	1月
第3期	12月1日から3月31日まで	5月

(代理受領委任)

第7条 助成金受給者は、入居しているグループホーム等の代表者に、この規程で定める助成金の受領に係る権限を委任することができる。

- 2 助成金の受領に係る権限を委任しようとする助成金受給者は、申請書にその旨を記載しなければならない。
- 3 助成金の受領に係る権限の委任を受けたグループホーム等の代表者は、藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給事業代理受領受任届を市長に提出しなければならない。

(通所実績の報告)

第8条 助成金受給者は、第6条に掲げる対象期間における入居実績を藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給事業入居実績報告書により、対象期間最終月の翌月の10日までに、グループホーム等の代表者に、市長に報告させなければならない。

- 2 前項の規定は、助成金受給者が入居しているグループホーム等が、その運営費請求事務に係る審査に供することを目的とした入所に係る実績記録票の写しを市長に提出した場合は、これを適用しない。

(変更等の届出)

第9条 助成金受給者は、申請書に記載をした内容（第4条第1項に規定する事由を除く。）に変更が生じ、又は第2条に規定する支給対象者ではなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(支給の廃止等)

第10条 市長は、助成金受給者が第2条に規定する支給対象者でなくなったときは、職権で、その者が受けている決定を廃止するものとする。

2 市長は、助成金受給者の受給している助成金の支給額を減額すべき事由が生じたときは、職権で、その事由が発生した日の属する月から、その者が受けている決定を変更し、助成金の支給額を減額するものとする。

3 市長は、前2項の規定により廃止又は変更の決定をしたときは、その旨を助成金受給者に通知するものとする。

(助成金の取消し及び返還)

第11条 市長は、助成金受給者が偽りその他の不正な手段により助成金の支給を受けたときは、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(様式)

第12条 この規程により必要となる書類の様式は、障がい者支援課長が別に定める。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にグループホームに入居し、月額20,000円の助成金の支給決定を受けている者に係る家賃の助成金の支給額は、令和4年3月31日までは、月額20,000円とする。
- 3 この規程の施行の際、現にグループホームに入居し、月額10,000円の助成金の支給決定を受けている者のうち、入居者が負担すべき家賃額から、特定障がい者特別給付費を控除した額に2分の1を乗じた額が10,000円に満たない者に係る家賃の助成金の支給額は、令和4年3月31日までは、月額10,000円とする。

附 則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

様式番号	様式の名称
第1号様式	藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給 (変更・廃止) 申請書
第2号様式	藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給 決定通知書
第3号様式	藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給 事業代理受領受任届
第4号様式	藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給 事業入居実績報告書

藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給(変更・廃止)申請書

藤沢市長	年 月 日		
	申請者 _____		
	対象者との続柄 _____		
次のとおり申請します。			
対象者	氏名	生年月日 昭・平・令 年 月 日	受給者番号
	利用事業所名及び住居名	事業所所在地	
	月当たりの家賃負担額 円	月当たりの家賃負担額 (途中入退去等で家賃負担額が日割りになっている場合) 年 月分 円	
事由	<input type="checkbox"/> 新規利用開始(入居) <input type="checkbox"/> 新規利用開始(生活保護適用解除) <input type="checkbox"/> 家賃負担額変更 <input type="checkbox"/> 利用事業所変更 変更前事業所名() 変更後事業所名() <input type="checkbox"/> その他変更() <input type="checkbox"/> 助成対象要件の喪失(生活保護適用開始) <input type="checkbox"/> 助成対象要件の喪失(退去)		
事由発生日	年 月 日		
受給方法について	<input type="checkbox"/> 代理受領委任 藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金の受領に係る一切の権限を入居している事業所の代表者に委任します。 <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> 委任者氏名 _____ (対象者氏名) </div>		
どちらか選択	<input type="checkbox"/> 助成金の支給について、振込先として以下の本人口座を指定します。		
	金融機関名	支店名	店番号
	銀行・農協 信用金庫	支店 出張所	
	種別	口座番号(右詰)	名義人
	普通 当座	(フリガナ)	
【添付書類】 <input type="checkbox"/> 家賃証明書 <input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 重要事項説明書の写し ※契約書または重要事項説明書の写しの場合、 入居日、家賃額(日割りも含む)がわかるものに限る	【市確認欄】 <input type="checkbox"/> 課税(補足給付なし) <input type="checkbox"/> 非課税(補足給付あり)		

第3号様式(第7条関係)

藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給事業代理受領受任届

藤 沢 市 長	年 月 日	
事業所所在地 _____ 事業所名称 _____ 代表者 _____		
標記事業に係る助成金について、当事業所の利用者から藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給事業実施規程第7条に規定する助成金受領の委任があった場合には、これを受任します。		
運営主体(法人)名		
運営主体所在地		
運営主体代表者		
事業所番号		
振込口座	金融機関名	支店名
	口座番号 普通・当座	
	口座名義 (フリガナ)	

藤沢市障がい者グループホーム等
家賃助成金支給事業入居実績報告書

年 月 日

藤 沢 市 長

利用者氏名

受給者番号

次のとおり、利用の実績があったので報告します。

年 月分																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計 日								
年 月分																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計 日								
年 月分																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計 日								
年 月分																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計 日								

上記のとおり、利用の実績があったことを確認しました。

年 月 日

事業所名称

事業所代表者氏名

当該利用者の月当たりの家賃負担額

助成金月額

円

円